

2. 「報告指定月」の遵守と「変更届」様式等について

1. 建築基準法改正に伴う「昇降機概要書」について

平成17年6月1日以降の報告指定月分より、提出される報告書につきましては「概要書」を添付して提出する事になりましたが、事務の簡素化を図るため、当協議会では「概要書」を作成の上、当該報告書に添付し、行政庁へ報告しております。

つきましては、「概要書」(C-15～18ページ)の添付は不要ですが、報告書の提出が遅れますと閲覧の請求があった場合のトラブルの発生が考えられますので、御留意下さい。

*建築基準法施行規則(建築設備等の定期報告)第6条第2項……A-5ページ

2. 報告指定月の厳守について

定期検査報告書は、報告指定月の末日までには弊社へ到着する様、お願いします。

定期検査報告書は、指定月前の2ヶ月以内に検査し、作成されたものをご提出下さい。

尚、遅延されますと、所有者(管理者)宛に、「昇降機等の定期検査報告について(通知)」の案内書が行政庁より、郵送されますので、ご留意下さい。

3. 定期検査報告書の「報告指定月」の変更について

(1) 「報告指定月」は検査済証(完了検査済ワッペン)の交付月となり、原則として変更は出来ません。

(2) 但し、検査済証(完了検査済ワッペン)の交付が集中する月(例えば9月、3月)がある事などを考慮して、初回検査時点に限り、検査済証(完了検査済ワッペン)の交付月から6ヶ月を経過した以後、6ヶ月の間の月に変更することが出来ます。

*千葉県建築基準法施行細則(指定する建築設備)第13条第3項第一号……A-9ページ

(3) 例えば次の通りとなります。

① 令和6年3月に検査済証(完了検査済ワッペン)の交付を受けた報告指定月が「3月」の物件は、令和6年9月～令和7年2月の間の任意の月を「報告指定月」とすることが出来ます。

② 上記同様に令和6年9月に検査済証(完了検査済ワッペン)の交付を受けた報告指定月が「9月」の物件は、令和7年4月～同年8月の間の任意の月を「報告指定月」とすることが出来ます。

③ 他の月に検査済証(完了検査済ワッペン)の交付を受けた場合も同様に出来ます。

但し、一度変更すると、以降は、毎年これが「報告指定月」として登録され、変更できませんのでご留意下さい。

*千葉県における定期検査報告制度に関する法令の解釈と運用の概要……A-10ページ

(4) 指定月変更の行なう場合は、「初回報告指定月変更届」(H-5ページ)を、初回の定期検査報告書(昇降機)(C-3ページ)に添付してください。

4. 「昇降機等の所有者・建築物の名称変更届」及び「建築設備等変更(廃止・休止・再開)届」の提出について

昇降機等の検査対象台数を正しく把握する為、これ等の届書(E-7～8ページ)は必ず弊社宛、或いは経由、にて、ご提出下さる様、ご協力をお願いします。

以上